

議案第 5 号

大野市乳児等支援給付の認定等に関する要綱案

令和 8 年 2 月 9 日提出

大野市教育委員会
教育長 久保俊岳

提案理由

乳児等通園支援事業に係る乳児等支援給付認定等に関し、必要な事項を定めるため

大野市教育委員会告示第 号

大野市乳児等支援給付の認定等に関する要綱を次のように定める。

令和 8 年 月 日

大野市教育委員会

大野市乳児等支援給付の認定等に関する要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、子ども・子育て支援法の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 47 号）による改正後の子ども・子育て支援法（以下「新支援法」という。）第 30 条の 15 の規定による乳児等のための支援給付（以下「乳児等支援給付」という。）の認定等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(認定申請)

第 2 条 新支援法第 30 条の 14 に掲げる支給対象小学校就学前子どもの保護者は、乳児等支援給付を受けようとするときは、教育委員会に対し、その支給対象小学校就学前子どもごとに、乳児等支援給付を受ける資格を有することについての認定を申請し、その認定を受けなければならない。

(認定)

第 3 条 教育委員会は、前条の規定による申請があった場合において、新支援法第 30 条の 14 に規定する要件を満たしていると認めるときは、これを認定し、当該乳児等支援給付認定に係る保護者（以下「乳児等支援給付認定保護者」という。）に対し、認定を通知し、要件を満たしていないときは、却下を通知する。

(認定の変更の届出)

第 4 条 乳児等支援給付認定保護者は、乳児等支援給付の認定に係る事項を変更しようとするときは、その旨を教育委員会に届け出なければならない。

2 前項の届出は、乳児等支援支給認定を証する書類を添付して行うものとする。

(認定の消滅の届出)

第5条 乳児等支援給付認定保護者は、新支援法第30条の14に規定する要件を満たさなくなったときは、その旨を教育委員会に届け出なければならない。

(認定の取消し)

第6条 教育委員会は、次に掲げる場合には、当該乳児等支援給付の認定を取り消すことができる。

- (1) 乳児等支援給付認定の対象となる子どもが支給対象小学校就学前子どもに該当しなくなったとき。
- (2) 乳児等支援給付認定保護者が大野市以外の市町村の区域内に居住地を有するに至ったと認めるとき。
- (3) 乳児等支援給付認定保護者が新支援法第30条の17第1項の規定に違反したとき。
- (4) その他子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号）で定めるとき。

2 前項の規定により乳児等支援給付認定の取消しを行った場合、教育委員会は、当該取消しに係る乳児等支援給付認定保護者に対し、乳児等支援支給認定を証する書類の返還を求めることができる。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項及び様式は、別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。